

「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画 (NAP) の策定に向けて」の議論経過

- 政府文書「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画 (NAP) の策定に向けて」(2019年7月)について、各団体 (下記) から5月及び7月に提出された意見書の骨子を記述するが、成文に至るまでにどのような議論があったのかを記録したものです (内容の詳細は各団体の意見書を参照する必要があります)。諮問委員会、作業部会での議論内容は含まれていません。
- 点線枠内の記載は、各意見内容が、3回にわたり改訂された成文化前の本文書案の、どのような記述に対するものであったかを示しています。

【ステークホルダー団体名略記】

I : ILO駐日事務所	中 : 中小企業家同友会全国協議会
G : グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン	経 : 日本経済団体連合会
市 : ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム	井 : 日本弁護士連合会
	連 : 日本労働組合総連合会

【略語】 DD→デュー・デリジェンス / SC→サプライチェーン / SH→ステークホルダー

- I** 政府のコミットメント、企業に対する期待、負の影響に対する対応について具体的に表明・説明すべき。
- 経** 企業の人権リスクへの対処を促進・支援し、企業の国際競争力と持続可能性を向上させる点に触れるべき。
- 経** 政策の一貫性の確保に触れるべき。
- 経** ステークホルダー間の連携の促進に触れるべき。
- G** 「OECD多国籍企業行動指針」と「責任ある企業行動のためのDDガイダンス」を入れるべき。
- 経** SDGs達成への貢献に触れるべき。
- 経** 各ステークホルダーからの意見の項目ごとの採否と、判断理由を明らかにすべき。
- G** 透明性の確保のため、作業部会についても英語版の議事要旨の作成、公開が必要。
- G** 諮問委員会、作業部会の議事要旨には、議事経過と論点を記録に正しく残すべき。
- 市** 諮問委員会と同様に、作業部会の会議資料も公開すべき。
- 市** 各団体からの意見書を含め、策定プロセスに関わる記録を残すことが重要。
- 経** 各策定プロセスでの議論内容の開示、透明性を確保すべき。
- 中** 参画可能性・透明性の観点から、当事者からのヒアリング、公開報告会開催、パブコメ実施を明記すべき。
- 中** 関係府省庁連絡会議、作業部会、諮問委員会の役割、関係性が不明確。
- 経** 諮問委員会、作業部会での意思決定ルール、作業の進め方、ロードマップを明らかにすべき。

1. 総論

(1) 目的

国内外において、企業活動が人権に与える影響についての関心が高まる中、我が国は、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任についての原則を示した国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(指導原則)を支持している。その着実な履行に取り組むため、ビジネスと人権に関する行動計画を策定することとする。

政府は、同指導原則等をもとより、国家の人権保護義務を基礎とし、「ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(ILO三者宣言)等の関連する国際文書の規定を考慮しつつ、新たなグローバル・スタンダードとなりつつある企業行動の原則としての人権の尊重に係る我が国の行動計画の策定に取り組み、企業の人権尊重の取組を後押しし、責任ある企業活動を促進していく。

企業に対しては、「OECD多国籍企業行動指針」やILO三者宣言を踏まえて、企業自らが事業における人権に関するリスクを特定して対策を講じることを期待する。

政府は、本行動計画の策定を通して、国際社会における人権の保護・促進への貢献と、企業価値を向上することに寄与するとの認識で取り組む。また、持続可能な開発目標 (SDGs)の実現に向けた取組の一つとして位置付けられている本行動計画の策定を通し、「誰一人取り残さない」持続可能で包摂的な社会の実現に寄与する。

(2) 我が国の行動計画の策定プロセス

ア. 行政、経済界、労働界、市民社会、有識者及び各種団体等の関係者を構成員とし、意見交換を行う「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」(作業部会)を設置し、我が国の行動計画の策定に向けた意見交換を実施。

イ. 各界からの有識者等を構成員とする「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」(諮問委員会)を設置し、関係府省庁連絡会議(局長級)からの要請に応じ、上記アの作業部会において協議された事項等について審議。

ウ. 行動計画原案作成後、パブリックコメントの実施を予定

エ. 同諮問委員会、同作業部会及びパブリックコメント等で得られた意見を踏まえ、関係府省庁連絡会議(局長級)において、我が国の行動計画を決定。

オ. SDGs推進本部のプロセスも念頭に置き、国内外において本行動計画を公表。

(※今後の予定としては、2019年後半に我が国の行動計画の原案を作成。原案作成後、パブリックコメントの募集を実施し、2020年半ばに我が国の行動計画を公表することを目指す(スケジュールは作業の状況により変更があり得る。))

(3) 我が国の行動計画期間

初版の行動計画期間は5年を想定し、モニタリングの手法、中間レビュー及び改定の作業については、今後検討していく。

(4) 我が国の行動計画の推進体制

政府関連機関やシンクタンク等の活用、国際機関との連携を視野に入れ、我が国の行動計画を効果的に推進するための推進体制、行動計画の周知活動等について今後検討していく。

- 多義的に受け止められる「前提」という言葉を使わず、「実施し」「履行し」等の明確な表現を使うべき。 **市** 「前提とし」
- 国家の人権保護義務を反映させ、企業の人権尊重責任を促進することがNAPの目的であることを明記すべき。 **G** 「企業に先進的な取組を促す」
- 「先進的」の意味が不明確。「人権を尊重する、責任ある取組」にすべき。 **市** 「企業に先進的な取組を促す」
- OECD多国籍企業行動指針だけでなくILO多国籍企業宣言にも言及すべき。 **I** 「「OECD多国籍企業行動指針」を踏まえて」
- 「ビジネスと人権に関わる政策の一貫性を確保し、政府内コーディネーションを促進する」を入れて策定の目的を明確にすべき。 **経**
- パブコメの重要性に鑑み「パブリックコメントの実施」とすべき。 **経** 「実施等を検討」
- 行動計画の実施と改定を行う、という明確な表現にすべき。 **連**
- 改定することを明確に記述すべき。モニタリング、中間レビュー、改定作業のための仕組みの設置、及びマルチ・ステークホルダープロセスで行うことも明記すべき。 **市**
- 諮問委員会での議論を踏まえて「3年」とすることを検討すべき。 **市**
- 各省庁の国際部門だけでなく、ビジネスと人権に直接関わる国内部門も参画する推進体制にすべき。 **経**

- 「5年を想定。」 **市 経** 行動計画期間だけでなく、定期的レビュー(モニタリング、見直し)のための仕組みの構築も明記すべき。
- 「5年を想定。」 **I** 参画可能性と透明性が担保されたモニタリングと定期的見直しのプロセスを規定すべき
- 「5年を想定。」 **G** アップデートの時期も明確化すべき。

